



鳥取県公報

平成 29 年 3 月 28 日 (火)
第 8 8 8 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定医療機関の再開の届出 (199) (福祉監査指導課) 2
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (200) (子ども発達支援課) 2
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (201) (医療指導課) 2
	指定障害児通所支援事業者の指定 (202) (東部福祉保健事務所) 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (203) (〃) 3
	指定介護予防サービス事業者の指定 (204) (〃) 3
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (205) (〃) 3
	基本測量の終了 (206) (県土総務課) 3
	公共測量の終了 (207) (〃) 3
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (3 件) (208~210) (治山砂防課) 4
	土地改良区の役員の就任 (211) (中部総合事務所農林局) 5
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (212) (西部総合事務所福祉保健局) 5
	土地改良区の役員の就退任 (213) (西部総合事務所農林局) 5
	土地改良区の役員の退任 (214) (〃) 6
◇ 公 告	平成29年度危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施 (消防防災課) 6
	保安林の指定施業要件に関する予定通知の取消しに係る森林所有者等への公示による 通知 (森林づくり推進課) 8
	森林法による開発行為の許可 (西部総合事務所日野振興センター) 8

告 示

鳥取県告示第199号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から指定訪問看護事業を再開した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定訪問看護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	再開年月日
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町2083	訪問看護ステーション にしまち幸朋苑	鳥取市西町五丁目108	平成29年1月 1日

鳥取県告示第200号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県立中部療育園整備検討会	鳥取県立中部療育園に係る整備方法等に関する事項	平成29年3月28日から 同年8月31日まで	子育て王国推進局 子ども発達支援課

鳥取県告示第201号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県国民健康保険運営協議会	鳥取県国民健康保険事業の運営に関する事項	平成29年3月28日から 平成30年2月28日まで	健康医療局医療指導課

鳥取県告示第202号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり告示する。

平成29年3月28日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
株式会社STEP	鳥取市船木162	障がい児支援事業 所彩り	鳥取市津ノ井282-5	児童発達支援、 放課後等デイサービス	平成29年3月 17日

鳥取県告示第203号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年3月28日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
スマイルセンター株式会社	訪問介護事業所モアスマイル	鳥取市永楽温泉町386	平成29年3月21日	訪問介護

鳥取県告示第204号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成29年3月28日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
スマイルセンター株式会社	訪問介護事業所モアスマイル	鳥取市永楽温泉町386	平成29年3月21日	介護予防訪問介護

鳥取県告示第205号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成29年3月28日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
合同会社クリエイトアロウズ	鳥取市賀露町西一丁目1675-61	クリエイトアロウズ	鳥取市湖山町南三丁目411-94	就労継続支援B型	平成29年3月15日
合同会社なないろ	鳥取市賀露町北三丁目26-2	集い場 グループホーム湖山	鳥取市湖山町南五丁目220	共同生活援助	平成29年3月17日

鳥取県告示第206号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（基本重力測量）
- 2 作業地域 鳥取市及び境港市
- 3 終了年月日 平成29年3月3日

鳥取県告示第207号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、鳥取砂丘再生会議

会長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成29年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（空中写真撮影、写真地図作成、修正測量）
- 2 作業地域 鳥取市浜坂から鳥取市福部町湯山
- 3 終了年月日 平成29年2月28日

鳥取県告示第208号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 名称
勝見地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ直線に囲まれた区域（昭和53年鳥取県告示第581号（急傾斜地崩壊危険区域の指定について）で指定した区域を除く。）

土 地	標 柱
鳥取市気高町勝見字寺ノ前147地先道路敷	1号
鳥取市気高町勝見字家ノ上735-1	2号
鳥取市気高町勝見字家ノ上728-2	3号
鳥取市気高町勝見字家ノ上723	4号
鳥取市気高町勝見字御茶屋廻り99地先水路敷	5号
鳥取市気高町勝見字御茶屋廻り123-1地先道路敷	6号

鳥取県告示第209号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 名称
山根B地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市青谷町山根字西村64	1号
鳥取市青谷町山根字矢島745	2号
鳥取市青谷町山根字矢島744-1	3号及び4号
鳥取市青谷町早牛字鶴隈130-2	5号
鳥取市青谷町山根字矢島2-14	6号

鳥取市青谷町山根字矢島 3 - 3

7 号

鳥取市青谷町山根字西村 59

8 号及び 9 号

鳥取県告示第210号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

長和瀬第2地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市青谷町長和瀬字村内62-3	1号
鳥取市青谷町長和瀬字村内76	2号
鳥取市青谷町長和瀬字村内56-12	3号
鳥取市青谷町長和瀬字村内58-5	4号
鳥取市青谷町長和瀬字村内58-11	5号
鳥取市青谷町長和瀬字村内59-1地先河川敷	6号

鳥取県告示第211号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり久米土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年3月28日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

就任した役員の氏名及び住所

理 事 藤 井 篤 志 倉吉市上福田290

平成29年3月14日就任 任期 平成30年3月18日まで

鳥取県告示第212号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成29年3月28日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人地域でくらす会	米子市西倉吉町83-3	日中活動まちくら	米子市西倉吉町54	生活介護、就労継続支援B型	平成29年3月31日

鳥取県告示第213号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大山山麓地区土地改良区連合から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年 3 月 28 日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

退任した役員の氏名及び住所

理 事 齊 藤 優 米子市淀江町西原717

平成28年 3 月 31 日退任

理 事 竹 内 敏 朗 日野郡江府町久連181

平成28年 7 月 31 日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 池 口 稔 米子市淀江町西原729

〃 白 石 祐 治 日野郡江府町江尾1802-1

平成29年 3 月 9 日就任 任期 平成31年 4 月 11 日まで

鳥取県告示第214号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大山町名和土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年 3 月 28 日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

退任した役員の氏名及び住所

理 事 秋 舛 侃 幸 西伯郡大山町名和190-1

平成29年 2 月 15 日退任

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき鳥取県知事に代わって平成29年度危険物取扱者試験を、同法第17条の9第1項の規定に基づき鳥取県知事に代わって平成29年度消防設備士試験をそれぞれ次のとおり実施する。

平成29年 3 月 28 日

一般財団法人消防試験研究センター理事長 北 村 吉 男

1 試験の種類等

(1) 危険物取扱者試験

区分	試験の種類	試験の実施日時	受験願書受付期間		試験会場（予定）
第1回	甲種、乙種、丙種	平成29年 6 月 18 日（日）午前10時から	書面申請	平成29年 4 月 26 日（水）から同年 5 月 10 日（水）まで	鳥取県立倉吉未来中心
			電子申請	平成29年 4 月 23 日（日）午前9時から同年 5 月 7 日（日）午後5時まで	
第2回	〃	平成29年 6 月 25 日（日）午前10時から	書面申請	平成29年 4 月 26 日（水）から同年 5 月 10 日（水）まで	鳥取県庁、鳥取職業能力開発促進センター米子訓練センター（ポリテクセンター米子）、鳥取県立米子コンベンションセンター
			電子申請	平成29年 4 月 23 日（日）午前9時から同年 5 月 7 日（日）午後5時まで	

第3回	"	平成29年10月22日(日)午前10時から	書面申請	平成29年9月4日(月)から同月19日(火)まで	鳥取県庁、鳥取県立倉吉体育文化会館、鳥取職業能力開発促進センター米子訓練センター(ポリテクセンター米子)、鳥取県立米子コンベンションセンター
			電子申請	平成29年9月1日(金)午前9時から同月16日(土)午後5時まで	
第4回	乙種	平成30年2月11日(日)午前10時から	書面申請	平成29年12月20日(水)から平成30年1月9日(火)まで	鳥取県庁、鳥取県立倉吉体育文化会館、鳥取職業能力開発促進センター米子訓練センター(ポリテクセンター米子)、鳥取県立米子コンベンションセンター
			電子申請	平成29年12月17日(日)午前9時から平成30年1月6日(土)午後5時まで	

(2) 消防設備士試験

区分	試験の種類	試験の実施日時	受験願書受付期間		試験会場(予定)
第1回	甲種(特類、1類～5類)、乙種(1類～7類)	平成29年7月23日(日)午前9時30分から	書面申請	平成29年6月5日(月)から同月19日(月)まで	鳥取県庁、鳥取県立米子コンベンションセンター
			電子申請	平成29年6月2日(金)午前9時から同月16日(金)午後5時まで	
第2回	甲種(1類、4類)、乙種(1類、4類、6類、7類)	平成29年11月19日(日)午前9時30分から	書面申請	平成29年10月2日(月)から同月16日(月)まで	鳥取県立倉吉未来中心
			電子申請	平成29年9月29日(金)午前9時から同年10月13日(金)午後5時まで	

2 受験願書申請先

(1) 書面申請

〒680-0011 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階

一般財団法人消防試験研究センター鳥取県支部(持参又は郵送によることとし、郵送の場合は各試験ごとの受験願書受付期間の末日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

(2) 電子申請

一般財団法人消防試験研究センターのホームページ(<http://www.shoubo-shiken.or.jp/>)

3 試験実施場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁
 倉吉市駄経寺町212-5 鳥取県立倉吉未来中心
 倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館
 米子市古豊千520 鳥取職業能力開発促進センター米子訓練センター(ポリテクセンター米子)
 米子市末広町294 鳥取県立米子コンベンションセンター

4 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、以下のとおりとし、所定の方法により納付すること。

(1) 危険物取扱者試験

ア 甲種 5,000円

イ 乙種 3,400円

ウ 丙種 2,700円

(2) 消防設備士試験

ア 甲種 5,000円

イ 乙種 3,400円

5 問合せ先

(1) 試験の詳細に関すること

一般財団法人消防試験研究センター鳥取県支部
 電話 0857-26-8389 (平日午前9時から午後5時まで)
 ファクシミリ 0857-24-1052

(2) 電子申請に関すること

一般財団法人消防試験研究センター電子申請室
 専用電話 0570-07-1000 (有料) (平日午前9時から午後5時まで)

6 その他

- (1) 受験願書の用紙は、一般財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県危機管理局消防防災課、各消防局内の各地区危険物保安協会及び防火安全協会において交付する。
- (2) 試験の実施日時及び場所は、変更することがあるので受験票を確認すること。
- (3) 1に掲げる試験以外に試験を実施する場合は、決定次第公示する。

 森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者の所在が不明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 所在が不明な者が所有する保安林の所在場所

鳥取市佐治町河本字嵐谷372、372の3、字堂ノ平812の40、812の41、字松谷823の22、823の23、823の31、824の22、824の23、824の37、字ケホウ809の8、字コエン田826の2、字ヤナヒサコ363、字流田向780、字奥右栃310、310の1、佐治町高山字杉ノ沢1194の17、1194の19、字アヲフ谷1192の14、字カタノツヤ平977、977の1、989、996、字モチアグラ433の118、字小屋場423の4、字大平1191の16、字萩鳴1193の9、佐治町津無字瀧谷頭851の2、佐治町津野字東大平701、字中尾平694の62、字馬場尻694の3、694の7、694の10、694の15、694の17、694の41、字狼鳴646の13、646の24、646の40、646の53、646の61、佐治町畑字イヤ谷ジッコウ平399、401の1、字ヤキヤウ大谷平413の2、414、415、字谷尻522の3、佐治町尾際字カキナル275の4、字火打岩谷976、字曲淵平982、字尾際谷平1055、1064、字北平ル場830の2、字本坂谷961、969、970の1、970の2、字名谷口851の4、字檜谷1191、1191の1、字檜頭1209の1

2 通知の題名

保安林指定施業要件に関する予定告示の取消しについて

3 通知の要旨

1に掲げる土地について、平成29年2月21日付鳥取県告示第109号(保安林の指定施業要件に関する予定告示の取消しについて)のとおり保安林指定施業要件に関する予定告示を取り消す。

4 通知の掲示場所 鳥取市役所

5 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例(平成17年鳥取県条例第96号)第16条の規定により次のとおり公表する。

平成29年3月28日

鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長 藤 本 好 正

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	土地の面積			開発行為の工期	開発行為の許可年月日
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
株式会社ケ	鳥根県仁	日野郡日	岩石の	17.5808	15.8681	13.1277	平成28年12	平成28年

イナン 代表取締役 山根 弘	多郡奥出 雲町横田 1536	野町高尾 字シャジ キ 302 - 1 外32筆	採取	ヘクター ル	ヘクター ル	ヘクター ル	月26日から 平成33年12 月25日まで	12月22日
公益財団法人 鳥取県建設技術センター 代表理事 山田 和成	倉吉市福 庭町二丁 目23	日野郡日 南町霞字 権出 952 外51筆	公共事業建設 発生土の受入 処分場の設置	7.4684 ヘクター ル	6.6664 ヘクター ル	3.4176 ヘクター ル	平成29年1 月12日から 平成34年8 月31日まで	平成29年 1月12日